

富津市水防計画

令和3年3月

富 津 市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 水防の責任	2
4 水防計画	3
第2章 水防組織	4
1 水防本部	4
2 水防本部の設置時期	4
3 水防本部の設置場所	4
4 水防組織	4
5 災害対策本部との関係	6
6 水防本部設置前の措置	6
7 災害対策本部解散後の措置	6
第3章 水防配備	7
1 水防配備体制	7
2 水防配備の解除	9
第4章 河川等の巡視及び警戒	10
1 本市の主な河川・海岸	10
2 巡視（平常時）	10
3 警戒（出水時）	10
4 重要水防箇所	11
5 警戒区域の設定	12
6 避難のための立退き	12
7 決壊時の処置	12
第5章 水防施設、資器材及び輸送	13
1 水防施設及び資器材	13
2 輸送	13
第6章 通信及び連絡	14
1 水防通信の優先	14
2 水防関係機関	14
第7章 水位到達情報及び気象情報の伝達系統	15
1 伝達系統	15
2 千葉県が行う水防警報及び水位到達情報の通知	16
3 気象庁が行う気象予報及び警報	17
4 水防警報の種類、内容及び発令基準	18
5 情報の収集	19
第8章 観測・通報	20
1 雨量の観測及び通報	20
2 水位及び潮位の通報	20
第9章 水防活動	21
1 出動準備及び出動	21

2	水防作業.....	21
3	安全配慮.....	21
4	水防標識.....	22
5	水防信号.....	22
第10章	費用負担.....	23
1	費用負担.....	23
2	公用負担.....	23
第11章	協力応援.....	25
1	応援体制.....	25
2	応急対策に関する協力要請.....	25
3	下水道管理者の協力.....	25
第12章	水防報告.....	26
1	緊急報告.....	26
2	水防てん末報告.....	26
第13章	その他.....	27
1	水防訓練.....	27
2	ハザードマップ等.....	27
3	その他.....	27
参考資料		

第1章 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。最終改正 平成29年法律第31号、以下「法」という。）第4条の規定により千葉県知事から指定された指定水防管理団体である富津市が市の区域内における河川、海岸、港湾等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、高潮及び津波による水災を警戒し、防ぎよし、又はこれらによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長をいう。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長をいう。

(6) 水防団

本市における法第5条第2項の規定による水防団は、消防機関が水防事務を十分に処理することができるため設置しないものとする。なお、本計画において「水防団」は「消防団」と読み替えるものとする。

(7) 洪水予報河川

流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）であって、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示し洪水の予報を行う河川をいう。

(8) 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通省又は都道府県の機関が当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知を行う河川をいう。

(10) 水防団待機水位（通報水位）

洪水又は高潮のおそれのある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

(11) はん濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。

(12) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(13) はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

(14) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(15) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

3 水防の責任

水防に関係する各主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 富津市

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有し、具体的には、主に次のような事務を行う。

ア 水防組織の策定

イ 水防団、消防団の整備

ウ 水防倉庫、資器材の整備

エ 通信連絡系統の確立

オ 平常時における河川、海岸堤防等の巡視

カ 水防時における適正な水防活動の実施

キ 都道府県の水防計画に応じた水防計画の作成及び見直し

ク 水防団員数の確保

ケ 毎年の水防訓練の実施

コ 洪水又は高潮及び津波による人的被害を解消するため、避難活動に資する情報伝達体制の確立と避難場所、避難経路の確保等について、地域防災計画への位置づけ

サ 洪水又は高潮及び津波の災害情報を広く周知するための洪水ハザードマップ等の作成・配布

(2) 千葉県

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

(3) 気象庁

気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれがあると認めるときは、その状況を国土交通大臣及び県水防本部長に通知するとともに、必要に応じて各種の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(4) 国土交通大臣及び気象庁長官

国土交通大臣が指定した河川について、洪水等のおそれがあると認めるときは、国土交通大臣は気象庁長官と共同して、その状況を関係府県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

(5) 国土交通大臣又は千葉県知事

国土交通大臣が指定した洪水予報を行う河川及び知事が指定した水防警報河川等の水位情報を周知する河川については、当該河川の想定最大規模相当の降雨により河川がはん濫した場合における洪水浸水想定区域を指定し、公表するものとする。

また、国土交通大臣又は千葉県知事は、各々の指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(6) 放送機関、新聞社、NTT 東日本、その他の報道機関

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

(7) 市民

常に気象状況、水防状況に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先すると共に地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

4 水防計画

(1) 水防計画の修正

水防管理者（法第 2 条第 2 項の規定に基づき「富津市長」とする。以下同じ。）は、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、県の水防計画に応じ毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

(2) 富津市防災会議の承認

水防管理者は、「富津市水防計画」を変更しようとするときは、法第 33 条第 2 項の規定により富津市防災会議に諮らなければならない。

(3) 市民への公表等

富津市防災会議で承認された水防計画は、法第 33 条第 3 項の規定により速やかに市民に要旨を公表するとともに千葉県知事に報告する。

第2章 水防組織

1 水防本部

本市において、水防活動の必要が生じたときその水防業務を総括するため、富津市水防本部（以下「水防本部」という。）を置き、水防管理者が水防本部長（以下「本部長」という。）となる。

2 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ水防管理者が水防の警戒態勢をとる必要があると認めるときとする。

- (1) 関係機関から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
- (2) 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の発生のおそれのあるとき。

3 水防本部の設置場所

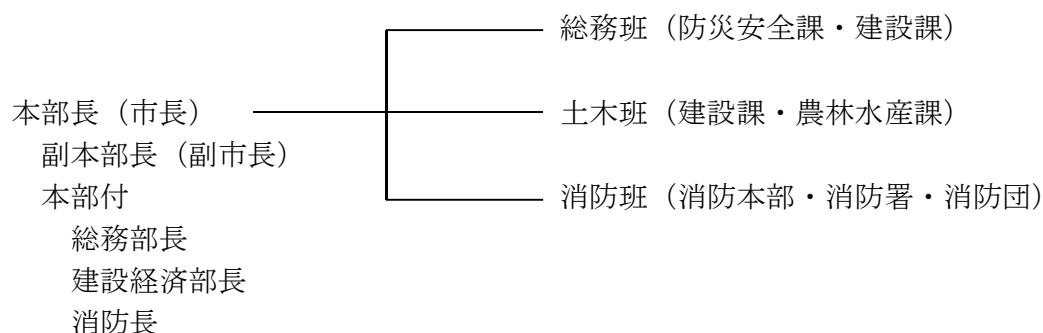
水防本部の設置場所は建設経済部内とする。ただし必要に応じてその場所を変更することができる。

なお、水防本部の設置場所を明示するため、「富津市水防本部」の表示を行うものとする。

4 水防組織

水防本部組織、構成員及び各班の事務分掌等は、次のとおりとする。

(1) 水防本部組織



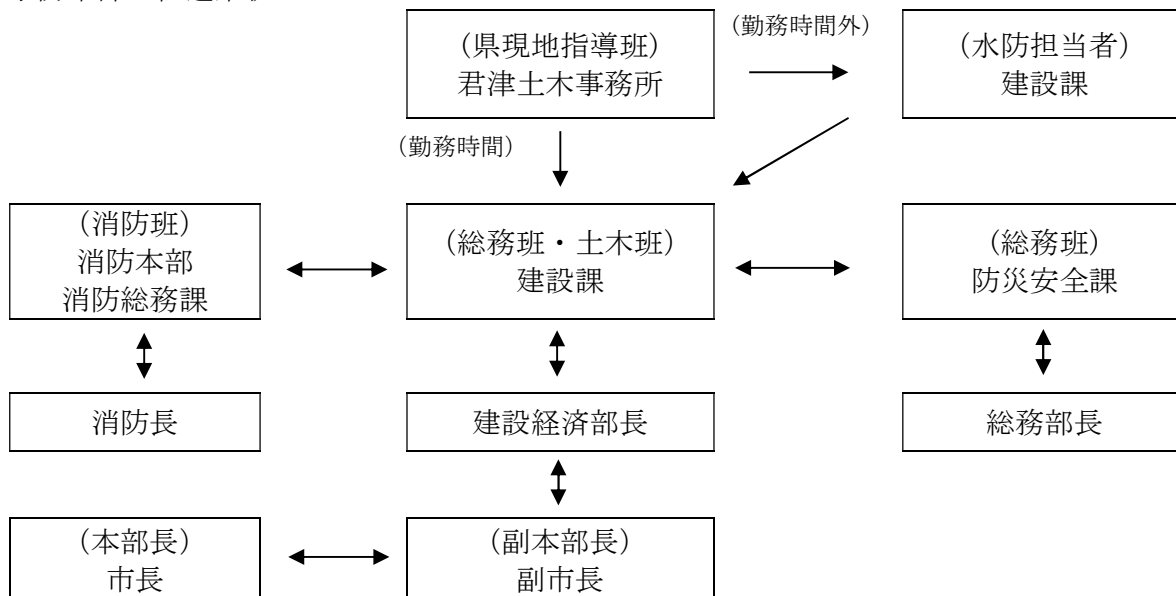
(2) 水防本部構成員の事務分掌

本部長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部付	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受け分掌事務に従事する。
班長	分掌事務を掌握し、各班を総括する。

(3) 水防本部各班の事務分掌

班名	班長	担当所属名	事務分掌
総務班	防災安全課長	防災安全課 建設課	1 水防本部の設置及び運営に関する事 2 気象及び水防情報の收受及び関係機関との連携に関する事 3 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 4 水防活動の記録及び報告に関する事 5 消防班との連絡調整に関する事 6 その他庶務に関する事
土木班	建設課長	建設課 農林水産課	1 水害危険の予想される区域の調査及び水害の予防に関する事 2 水防施設の整備及び資器材の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、海岸等の巡視、警戒並びに応急対策に関する事 4 水門等の監視に関する事 5 農業用施設等の監視及び操作に関する事
消防班	消防本部 消防総務課長	消防本部 (消防総務課・予防課) 消防署 消防団	1 消防各班との連絡調整に関する事 2 被災者の救助、捜査に関する事 3 応急救護物資の輸送に関する事 4 傷病者の救急搬送に関する事 5 被害状況の調査報告に関する事 6 水防工作に関する事

(4) 水防本部の伝達系統



5 災害対策本部との関係

本市に災害対策本部が設置された場合は、この水防本部の組織は災害対策本部に受け継がれ、同対策本部長の指揮命令を受けるものとする。

6 水防本部設置前の措置

水防本部設置前にあつては、建設経済部建設課及び消防機関において必要な措置を講ずるものとする。

7 災害対策本部解散後の措置

災害対策本部解散後においても千葉県水防本部が存続している場合は、建設経済部建設課において必要な措置を講ずるものとする。

第3章 水防配備

1 水防配備体制

(1) 水防配備体制と活動内容

水防配備体制	編 成	配 備 基 準	※主な水防事務及び水防活動
水防準備体制	水防本部関係部課の若干名で水防事務に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部より水防準備体制が発令されたとき ・ 富津市に大雨、高潮、洪水、津波注意報が発表され、配備体制をとる必要があると認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。 ・ 雨量、水位（潮位）観測施設等を活用し雨量水位情報を把握する。 ・ 水防体制に必要な指令や情報を関係部局へ伝達する。 ・ 水防記録を取りまとめる。
水防注意体制	富津市地域防災計画（風水害編）における第2配備（水防関係部課）の人員の中から必要な人員で水防事務に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部より水防注意体制が発令されたとき ・ 富津市に大雨、高潮、洪水警報、津波注意報が発表され配備体制をとる必要があると認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水防準備体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ・ 水防資器材を準備する。 ・ 水門等の施設管理者と連絡をとり、必要な対策を行う。 ・ 災害時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。 ・ 必要に応じて巡視を行い、異常の有無を県現地指導班（君津土木事務所）に報告する。
水防警戒体制	富津市地域防災計画（風水害編）における第3配備（水防関係部課）の人員の中から必要な人員で水防事務に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部より水防警戒体制が発令されたとき。 ・ 富津市に大雨、高潮、洪水、津波警報が発表され、配備体制をとる必要があると認められたとき ・ 水位周知河川（小糸川・湊川）において、はん氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。 （自動配備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ・ 重要な水防区域並びに市道の巡視を行い異常の有無を報告する。 ・ 水門等の状況を確認する。 ・ 被害状況の確認（災害調査）を行い異常の有無を県現地指導班（君津土木事務所）に報告する。
水防非常第1体制	富津市地域防災計画（風水害編）における第4配備（水防関係部課）の人員で水防事務に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風等により市内において相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長が指示したとき。 ・ 水防に関して富津市災害対策本部が設置され、第4配備体制にあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水防警戒体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ・ 災害対策本部が設置されたときは、当該本部に移行する。 ・ 被害箇所への巡視を行い、応急措置で対応可能な箇所は協力機関に実施を指示する。 ・ 応急措置だけでは対応できない被害施設等の詳細点検を実施する。
水防非常第2体制	富津市地域防災計画（風水害編）における第5配備（水防関係部課）の人員で水防事務に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風等により市内において甚大な被害が発生するおそれがあり、また、被害が発生した場合で本部長が指示したとき。 ・ 水防に関して富津市災害対策本部が設置され、第5配備体制にあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧が必要な被害箇所について、復旧計画を策定し協力機関に実施を指示する。 ・ 必要に応じ、住民避難措置を実施する。 ・ 災害報告及び水防記録（写真、調書、水防資器材使用記録等）を正確に行う。

(2) 津波に関する水防配備体制と活動内容

津波への対応について必要と認めたとき水防本部から水防指令が発令されるが、水防活動に従事する者は津波情報と現地の状況を総合的に判断して行動するものとする。

水防配備体制	(参考) 水防警報種類	内 容	※主な水防事務及び水防活動
水防準備体制	待機	<ul style="list-style-type: none"> 水防団員等の安全を確保した上で、必要に応じて準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等が発表され必要と認めるとき。
水防注意体制	出動① (遠地津波)	<ul style="list-style-type: none"> 水防機関は出動し、水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を行うとともに、県道並びに重要水防区域の巡視、水門・こう門等の状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等が発表され必要と認めるとき。
水防警戒体制	出動② (近地津波)		<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	解除	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川・海岸の状況が解消したと認めるとき。

- 水防活動に従事するものは津波情報と現地の状況を把握したうえで総合的に判断して行動するものとする。(水防資料-1「津波に関する水防警報に係る基本的な考え方」参照)
- 出動活動に従事する者は、常に最新の情報を得られるよう情報機器(ラジオ等)を携帯し、自身の避難時間を確保したうえで活動すること。

(3) 水防団の配備

水防管理者は、市域において水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防ぎよし、又は水災による被害を軽減するために、次のとおり配備体制をとるものとする。

【出動準備】

ア 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇の恐れがあつて、かつ出動の必要が予測される時。

ウ 気象状況等により高潮の危険が予知される時。

エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めたとき。

【出動】

ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。

イ 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

ウ 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。

エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

2 水防配備の解除

河川等の水位がはん濫注意水位以下に減少し、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮等のおそれがなくなったとき等、水防活動の必要がなくなったと水防管理者が認めたときは、水防配備体制を解除する。

第4章 河川等の巡視及び警戒

1 本市の主な河川・海岸

本市の主な河川、海岸は次のとおりである。

(1) 二級河川

小糸川・小久保川・岩瀬川・染川・北上川・湊川・相川・不入斗川・志駒川・高宕川・白狐川・金谷川

(2) 準用河川

小久保川・宝来川・古船川・笹毛川・恩田川・木村川・埋田川・世入川・百目木川・宮脇川・夕田川

(3) 海岸

東京湾海岸（管内全域）

2 巡視（平常時）

水防管理者は、管轄する河川、海岸堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに施設管理者に連絡して必要な処置を求めるものとする。

3 警戒（出水時）

水防管理者は出動命令を出したときから水防区域の監視および警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに現地指導班に報告すると共に水防活動を実施する。

(1) 洪水

- ア 堤防斜面の居住地側で漏水又は、飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防斜面の川側で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防上面の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水が溢れる状況
- オ 水門等の漏水と開閉状況
- カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 高潮

- ア 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海岸又は川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 橋梁、その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常
- カ 排水門等の漏水と開閉状況

4 重要水防箇所

千葉県水防計画による重要水防箇所は次のとおりとする。

番号	河川名 海岸名	重要度		重要水防箇所 地先名	延長 (m)			重要な理由
		種別	階級		海岸	右岸	左岸	
1	二級河川 白狐川	堤防高	B	富津市竹岡		645	443	堤防高不足 護岸効用低下
2	富津漁港 海岸	堤防高	A	富津市富津	3,188			無堤防

【重要度階級】

種別	重要度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
堤防高 (河川)	1. 一連区間の中で、堤防高又は、河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）はん濫の恐れが大きく背後に住家等がある箇所	1. 一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低くはん濫の恐れがあり背後に住家等がある箇所
	2. 近年の出水及び津波によりはん濫の実績があり住家等に被害が発生した箇所	2. 近年の出水及び津波ではん濫が起こる寸前まで水位が上昇した事がありはん濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある箇所
		3. 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある箇所



5 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

6 避難のための立退き

洪水又は高潮等のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長又はその命を受けた水防本部構成員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

7 決壊時の処置

堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防管理者又は消防長は、直ちにこれを関係者（当該施設管理者及び県現地指導班）に通報しなければならない。

第5章 水防施設、資器材及び輸送

1 水防施設及び資器材

水防施設及び資器材については、別表第1のとおりとする。

なお、県が管理する施設における水防活動で、水防資材等に不足が生じたときは、県が備蓄する水防資器材の支給を要請するものとする。

2 輸送

水防管理者は水防業務に必要な場合、市の保有する車両を優先的に使用することができる。

緊急時において当該車両に不足が生じるときは、法第28条第1項の規定に基づき、公用負担として輸送業者の所有する一般の自動車を使用することができる。

第6章 通信及び連絡

1 水防通信の優先

法第27条第2項の規定により水防上緊急を要する通信は、次の各号に掲げる通信施設を使用することができる。

なお、これらの通信施設が使用できないときは、自動車等によりあらゆる手段をもって連絡の確保に努めるものとする。

- (1) 一般加入電話施設
- (2) 防災行政無線施設、消防用無線施設及び県防災行政無線施設
- (3) 警察通信施設
- (4) 電気、ガス、水道事業者の通信施設

2 水防関係機関

水防関係機関は、次のとおりとする。

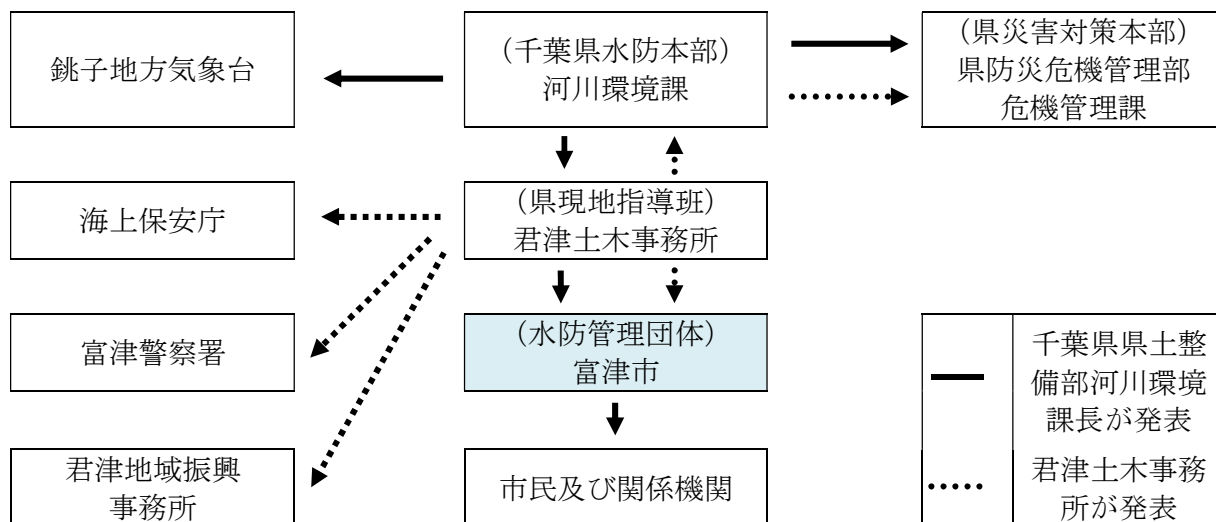
関係機関名	所在地	電話番号
銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431	0479-22-0074
千葉県県土整備部河川環境課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3156
千葉県君津地域振興事務所	木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-1111
千葉県君津土木事務所	木更津市貝渕 3-13-34	0438-25-5131
千葉県木更津港湾事務所	木更津市貝渕 3-13-34	0438-25-5141
千葉県富津警察署	富津市海良 121-1	0439-66-0110
東日本電信電話株式会社 木更津営業支店	木更津市新田 3-1-9	0438-23-4440
東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	木更津市貝渕 3-13-40	0438-23-3551

第7章 水位到達情報及び気象情報の伝達系統

1 伝達系統

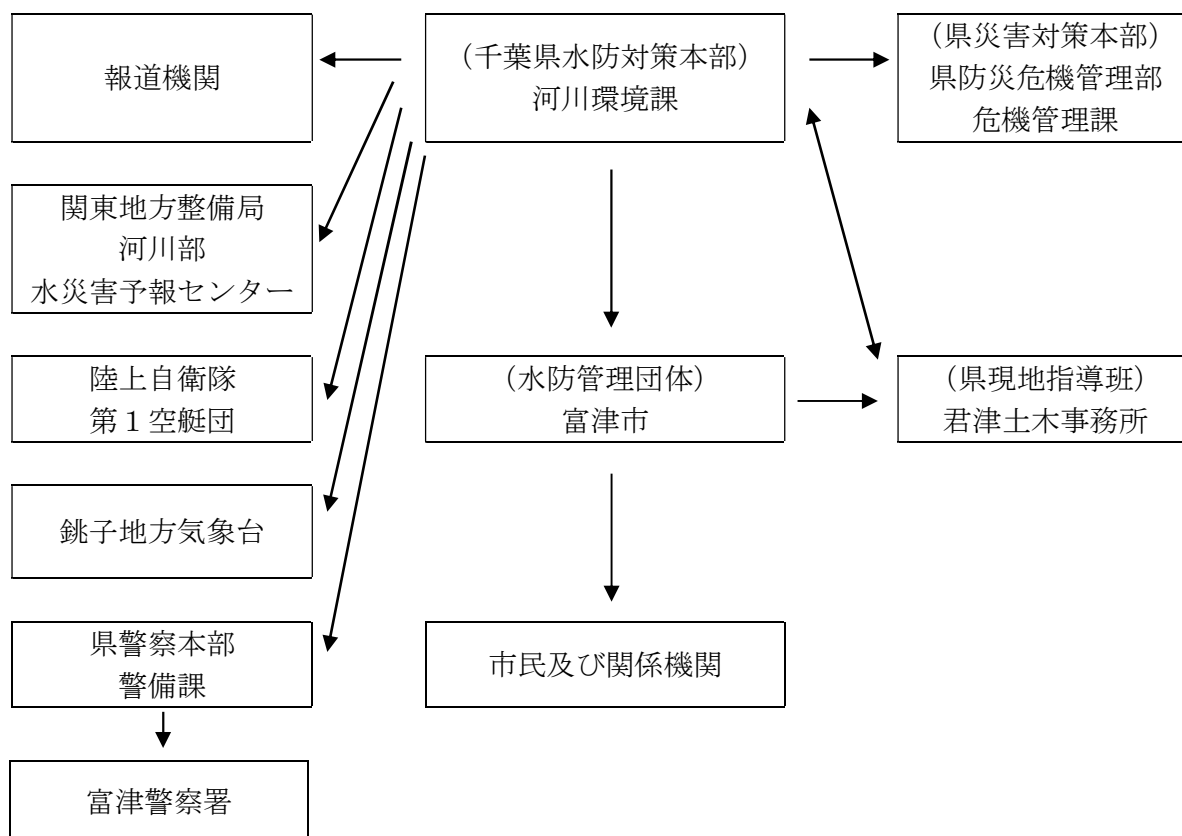
(1) 水防警報伝達系統

洪水等に際し災害が起こるおそれがあるときの水防警報の伝達系統は、次のとおりである。



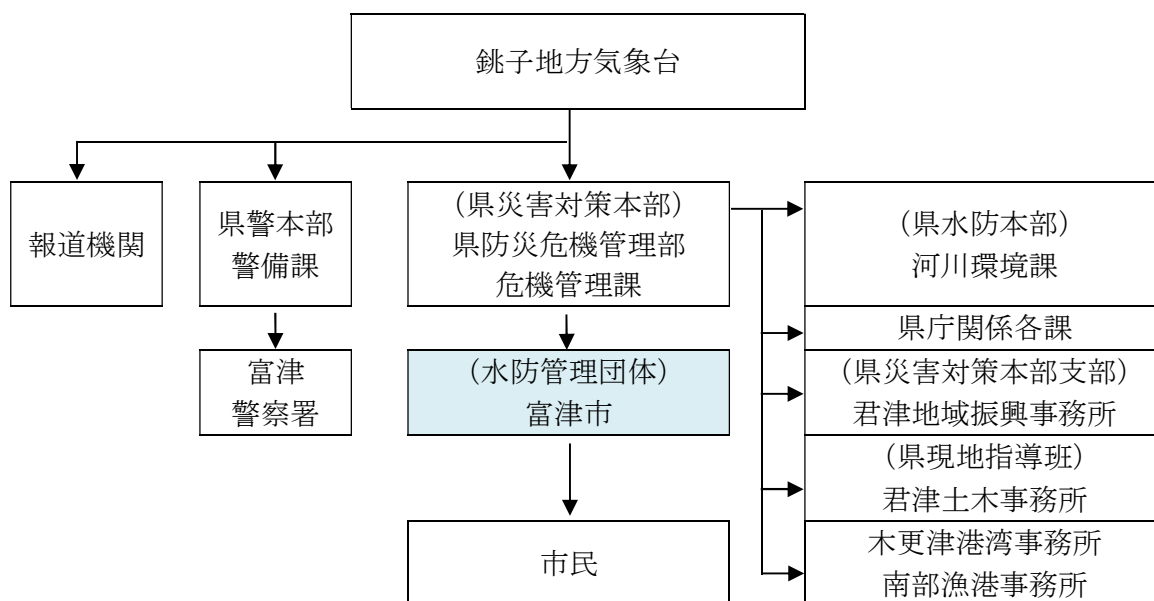
(2) はん濫危険情報の伝達系統

水位周知河川における水位情報の通知及び周知に係る伝達系統は、次のとおりである。



(3) 気象情報伝達系統

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水又は高潮等のおそれがあると認めたと行った時に行う。気象情報の伝達系統は、次のとおりである。



2 千葉県が行う水防警報及び水位到達情報の通知

(1) 水防警報

- 水防警報指定河川

法第16条に基づき千葉県知事により水防警報される指定河川、海岸の基準水位(潮位)観測所は次のとおりである。

河川等名	観測所	零点高	水防団待機水位(通報)	はん濫注意水位(警戒)	はん濫危険水位(特別警戒)	計画高水位	指令報告先
(二) 小糸川	中島	TP+ 10.151	2.40m	3.90m	4.90m	5.80m	君津土木事務所

(2) はん濫危険情報

- はん濫危険情報対象河川

法第13条第2項に基づき千葉県知事により水位情報の通知及び周知される指定河川の水位観測所、はん濫危険水位、水位到達情報の通知元及び着信報告先は次のとおりである。

河川等名	観測所	零点高	水防団待機水位(通報)	はん濫注意水位(警戒)	はん濫危険水位(特別警戒)	計画高水位	指令報告先
(二) 小糸川	中島	TP+ 10.151	2.40m	3.90m	4.90m	5.80m	君津土木事務所
(二) 湊川	丹後橋	TP- 0.026	2.60m	4.30m	5.30m	6.60m	君津土木事務所

3 気象庁が行う気象予報及び警報

(1) 種類及び発表基準

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときに銚子气象台から発表される。

注意報、警報の種類及び発表基準は、富津市地域防災計画「第2編風水害対策計画 第3章災害応急対策計画 第2節情報収集・伝達体制 ◆警報・注意報発表基準一覧表」のとおりである。

(2) 津波に関する予報及び警報

ア 津波警報及び注意報

イ 津波情報

ウ 津波予報

津波に関する予報及び警報の発表基準は、富津市地域防災計画「第1編地震・津波対策計画 第3章災害応急対策計画 第2節情報収集・伝達体制 2 地震・津波情報等の収集・伝達」のとおりである。

4 水防警報の種類、内容及び発令基準

(1) 洪水・高潮

種類	内 容	発令基準
待機	<p>1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要があることを警告するもの。</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要があることを警告するもの。</p>	<p>はん濫注意情報（洪水注意報）等により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
警戒	<p>増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</p>	<p>はん濫危険情報（洪水警報）等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合または津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p>		

(2) 津波

種類	内容	発令基準
情報収集	水防団員の安否を確認するとともに、水防活動に備えて津波到達予想時刻等を情報収集するもの	・日本近海における地震発生により津波到来が予想される時。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	・気象庁から津波警報が発表される等、水防活動が必要と認めるとき。 ・水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通知するもの	・気象庁から津波注意報または警報が解除され、安全が確認された場合。 ・水防活動を必要とする状況が解消されたと認めるとき。

5 情報の収集

水防管理者は、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報、気象情報の有無にかかわらずテレビ、ラジオ、関係機関のホームページ等により気象情報の収集に努めるものとする。

第8章 観測・通報

1 雨量の観測及び通報

洪水予報、水防警報若しくは気象通報（以下「予警報」という。）を受けたとき、又は水防本部の指示があったときは、各機関において降雨量の観測を実施し、速やかに水防本部に報告しなければならない。この場合において、観測は1時間を単位とし、必要に応じてこれを短縮して行う。

2 水位及び潮位の通報

水防管理者は、気象情報により出水あるいは高潮のおそれがあるときは、その後の水位変動を監視し、通報水位に達した時より逐次水防本部に報告しなければならない。

- (1) 水防団待機水位に達した時よりこの水位に下がるまでの間、各時間
- (2) はん濫注意水位に達したとき。
- (3) 最高水位とそれに達したとき。
- (4) はん濫注意水位に下がったとき。
- (5) 水防団待機水位に下がったとき。
- (6) 特に潮位については、このほか風向き、風速、波浪等を加える。

第9章 水防活動

1 出動準備及び出動

(1) 出動準備

水防管理者は次の場合、水防組織（第2章4）のうち必要と認められる職員について、出動準備をさせるものとする。

ア 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇の恐れがあつて、かつ出動の必要が予測されるとき。

ウ 気象状況等により高潮の危険が予知されるとき。

エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

水防管理者は次の場合直ちに水防組織に基づき、出動させ警戒配置につかせるものとする。

ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。

イ 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

ウ 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。

エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めたとき。

2 水防作業

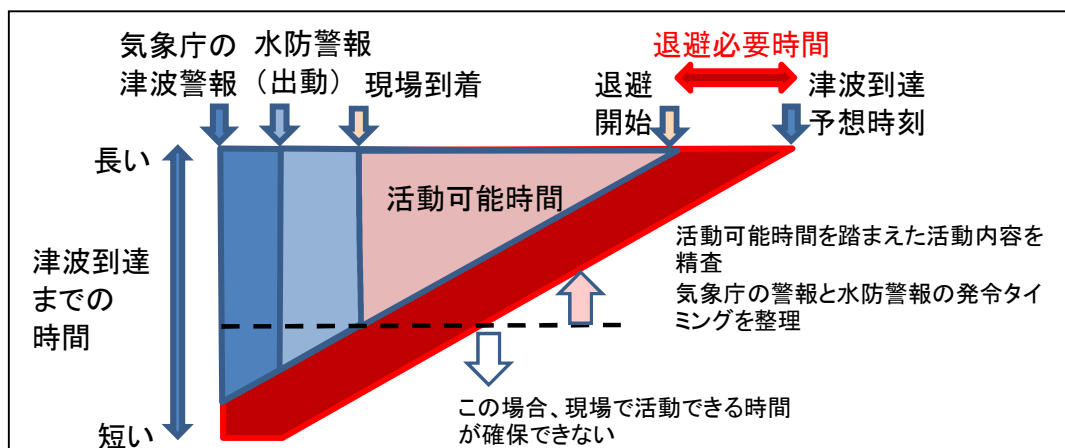
水防作業を必要とする異常事態が発生した時は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域、土砂の流出範囲、近接地域の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの退避完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

3 安全配慮

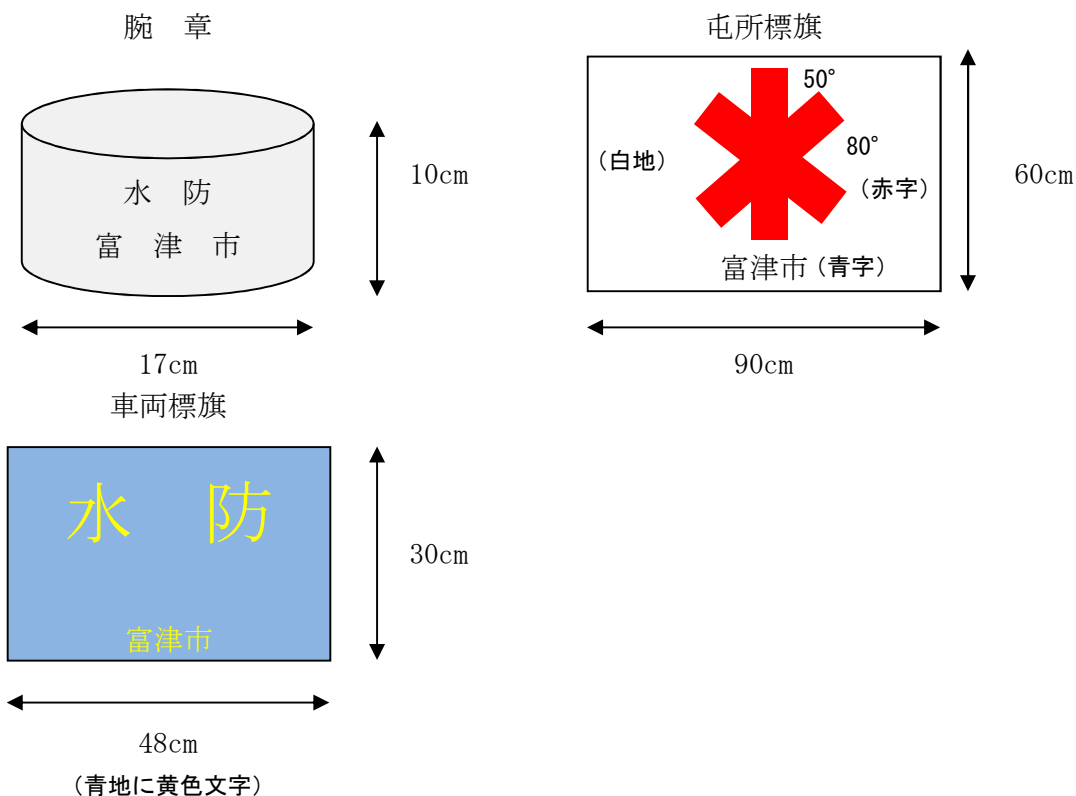
水防活動作業に従事させる場合は、従事者自身の安全確保に留意して実施するものとする。特に津波発生時においては「活動可能時間」を念頭にいれ活動するようにしなければならない。

※「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮しなければならない。（下図参照）



4 水防標識

水防標識は、次のとおりとする。



5 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

区分	警鐘			サイレン				
警戒信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒 ○——	約15秒 休止	約5秒 ○——	約15秒 休止	約5秒 ○——
消防団員 出動信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○——	約6秒 休止	約5秒 ○——	約6秒 休止	約5秒 ○——
居住者の 出動信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 ○——	約5秒 休止	約10秒 ○——	約5秒 休止	約10秒 ○——
避難信号	乱打			約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——

備考

- (1) 信号は適宜継続すること。
- (2) 警鐘信号又はサイレン信号（広報無線）を併用することも差し支えない。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合も上記に準じて水防信号を発する。

第 10 章 費用負担

1 費用負担

市の管轄区域の水防に要する費用は、法第 41 条の規定により市が負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、法第 23 条の規定により当該応援を求めた市の負担とする。

この費用負担の額及び負担方法は、応援を求めた市と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、法第 42 条の規定により当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者協議して定めるものとして、この協議が成立しない時は、知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要あるときは、水防管理者は、法第 28 条の規定により次の権限を行使できる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他資材の使用もしくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 工作物、その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要な場合にはこれを呈示しなければならない。

公用負担権限委任証明書	
第 号	
	身 分 氏 名
右の者	の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。
年 月 日	
	水防管理者 氏 名
	印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次の証票を2通作成し、その1通を目的物所有者又はこれに準ずる者に手渡されなければならない。

ただし、災害の状況から公用負担証書を交付するいとまがないときは、証書を交付することなくこれをなすことができる。

公 用 負 担 証 書	
	負担者 住 所 氏 名
物件数量	
負担内容	
負担期間	
年 月 日	
	命令者職氏 名
	印

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、富津市は時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 章 協力応援

1 応援体制

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めることができる。

2 応急対策に関する協力要請

(1) 応急対策に関する協力要請

水防管理者は、「災害応急対策に関する業務基本協定」（令和 2 年 7 月 22 日締結）及び「災害応急対策に関する業務細目協定（令和 2 年 7 月 22 日締結）」に基づき、風水害の災害が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る業務の施行に関し要請することができる。

名 称	住 所	電 話
富津市建設関連 5 団体連合会	富津市下飯野 1533-1	0439-87-8858
富津市建設業協同組合	富津市下飯野 1533-1	0439-87-8858
富津市管工事業協同組合	富津市上 1091	0439-65-1339
富津転業土木造園協同組合	富津市大堀 1-24-3	0439-87-7607
富津市測量設計業協同組合	富津市小久保 189-1	0439-80-0050
富津電業会	富津市亀田 530-19	0439-66-0847

(2) 水防体制の強化

ア 警察官の援助要請

水防管理者は、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等、必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

イ 車両の移動等の措置命令、強制措置等

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察官、消防機関等による、緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定により車両の移動等の措置命令、強制措置等について、水防管理者は警察署と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図る。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

富津市地域防災計画「第 1 編地震・津波対策計画 第 3 章災害応急計画 第 11 節自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

3 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防訓練及び水防技術講習会への参加

(2) 備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第 12 章 水防報告

1 緊急報告

水防本部長が現地指導班長へ緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊、はん濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態の生じたとき。

2 水防てん末報告

総務班は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施報告書様式（水防資料様式 1～5）により水防本部長に報告するとともに水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- (1) 降雨並び水位記録
- (2) 出動並びに水防解除の時刻
- (3) 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 法第 28 条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用した時はその箇所及び氏名とその事由
- (10) 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めた時はその状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の出動状況
- (13) 現地指導班の出動人員名簿
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (17) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- (18) 協力要請状況
- (19) 功労者及びその功績
- (20) その他必要な事項

第 13 章 その他

1 水防訓練

水防訓練は、別途計画に基づき実施する。なお、訓練を実施しようとするとき又は実施したときは現地指導班を経由して知事に報告するものとする。

2 ハザードマップ等

本市では住民が安全で的確な避難が図れるよう次のハザードマップを作成した。

- (1) 小糸川・湊川洪水ハザードマップ（平成 21 年 9 月）
- (2) 津波・高潮ハザードマップ（平成 24 年 12 月）

3 その他

本水防計画に定めのない水防上の細目については、建設経済部建設課においてこれを定め水防活動に万全を期するものとする。

参 考 资 料

津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

1 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。

このため水防警報の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防活動従事者の安全に配慮した水防警報の内容や発令基準を定めるものとする。

2 近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

「近地津波」は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

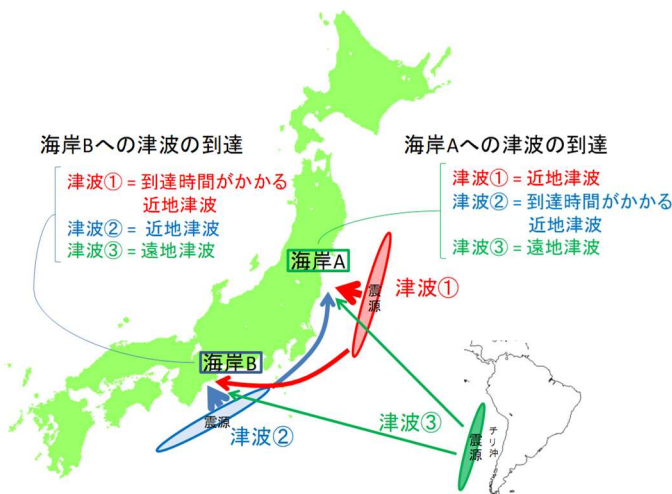
この点に留意し、気象庁の津波警報レベルや津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発令することが望ましい。

「近地津波」の場合は、短時間で津波が襲来する場合が多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出勤するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発令を行わない等、水防活動従事者の安全に配慮した水防警報の発令基準等を定めておく。



近地津波の要因となる主な地溝型地震



距離	水防警報		情報収集	出勤	
	震源				
近い	東海地震	×	×	×	到達時間極めて短い
		×	○	○	到達時間少し短い
遠い	東北地方太平洋沖	○	△	△	到達時間長い
		○	△	△	到達時間が十分長い

×発令しない △状況に応じて発令 ○発令

日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような「遠地津波」の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても、津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。水防活動に当たっては、以下の項目等に留意する。

- ① 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）
⇒対象の重点化
- ② 水防団の活動（依頼された水門・陸こう等の操作）
⇒対象の重点化
- ③ 活動時間
⇒「活動可能時間」の有無
- ④ 情報伝達
⇒津波等情報の伝達、連絡体制の確保
- ⑤ 避難体制
⇒安全な場所までの避難ルート、退避必要時間等の確認



出典：日本被害津波総覧【第2版】（平成10年）／渡辺伸夫

遠地津波の要因となる主な地震

別表第1

水防資器材一覧表

水防倉庫名	設置場所 (設置年月日)	水防資材					水防器材										
		土嚢袋 (袋)	縄 (kg)	丸太杭 (本)	鉄線 (kg)	その他	スコップ (丁)	万能 (丁)	ペンチ (丁)	斧 (丁)	鋸 (丁)	掛矢 (丁)	鍬 (丁)	鎌 (丁)	無線機器 (台)	照明機具	その他
富津市 (本庁)	富津市下飯野 2443 (H4.11.27)	1000	20		10		40	8	10	6	10	10	5	10		投光器4 発電機2	ダンプ 3.5t 1 ダンプ 2t 2 ショベル 2 バックホー 1
富津市 (天羽行政センター)	富津市湊765 (H4.11.27)	1000	10		10		20	4	5	3	5	5	3	5		投光器2 発電機1	ダンプ 2t 2 ショベル 1 バックホー 1

(様式1)

水防実施状況概要報告書

(作成責任者)

管理団体名					指定非指定別									
水防実施時の台風又は豪雨名					報告年月日	年 月 日								
水防実施場所					日時									
						管理団体支出分	県支出分			合計				
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計	所要経費	人件費	円		円		円			
						物件費	円		円		円			
						合計	円		円		円			
水防作業の概要 及工法	工法				水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
						効果								
						被害								
	他団体よりの応援の状況													
	居住者出動状況													
	警察の援助状況													
	現地指導官吏氏名													
	水防関係者の氏名													
	立退きの状況及びそれを指示した理由													
	水防功労者の氏名と年令、所属およびその功績概要													
	堤防その他の異常有無および緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況													
	水防活動に対する自己批判													
	備考													

(様式2)

水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理団体名	指 定 非指定別	台風名又は 出水期の別	水 防 実 施 延 人 数					摘 要
			水 防 団 体	消 防 団 体	その他	自 衛 隊 員	計	

- 注 1 水防実施延人員欄の()書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数
 2 水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。
 3 その他とは、水防法第17条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

水防管理団体の水防所要経費調

台風及び 出水別	水防管理団体名	所 要 経 費				摘 要
		使用資材	購入器材	人件費 (食料 費)	合 計	

- 注 1 台風及び出水ごとに分類して記載すること。
 2 所要経費には、都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

使用した主要水防資材量調

水防管理 団体名	使 用 し た 主 要 水 防 資 材 量							摘 要
	空俵	筵	縄	丸太	鉄線	竹	その他	

(様式5)

水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び 出水別	水防管理 団体名	一 般 被 害						土 木 災 害			合 計
		田 (h a)	畑 (h a)	家屋	工事そ の他公 共施設 等被害 額	その他	小計	河川被 害額	その他 土木被 害額	計	

- 注 1 台風及び出水ごとに分類して記載すること。
 2 その他には、人畜の被害等を記入のこと。

雨量及び水位観測所一覧

雨量観測所

観測所名	所属	位置	種別	備考
君津土木事務所 天羽出張所	君津土木事務所	富津市湊 145-6	自記	
佐貫	君津土木事務所	富津市鶴岡 988	テレメータ	
宇籾木	君津土木事務所	富津市豊岡 3358-1	テレメータ	
浜金谷	君津土木事務所	富津市金谷地先	テレメータ	
山中	君津土木事務所	富津市山中地先	テレメータ	
浜金谷駅	J R 東日本	富津市金谷 2209	自記	
佐貫町駅	J R 東日本	富津市亀田 5 4 0-2	自記	

水位観測所

(水位) 河川名	観測所名	所属	位置	種別	零点高 (m)	通報水位 (m)	警戒水位 (m)	計画水位 (m)	連絡先の住所 氏名及び電話番号
染川	佐貫	君津土木事務所	富津市鶴岡 988	テレメータ	T. P+9.864 0.00	0.600	2.300	4.300	君津土木事務所 天羽出張所 0439(67)0107
湊川	上後		富津市東大和田 48-1	テレメータ	T. P+ 10.805 0.00	2.600	4.100	6.000	
湊川	丹後橋		花輪 1-3	テレメータ	T. P-0.026 0.00	2.600	4.300	6.600	

水門・ダム・堰等一覧表

目的 C : 洪水調節 H : 水力発電 I : 用水 S : 水道用水及び工業用水

河川名	施設名	所在地	堤体緒元			貯水池緒元		通常水位	操作水位	管理者	操作管理人		
			型式	目的	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)	洪水調節容量 (m ³)				氏名	住所	電話番号
湊川	石山湖	富津市関	盛土	I	10.0	39,000				関水利組合	三浦嘉夫	富津市関 644	0439-68-0806
小久保川	丸田谷ため池	富津市小久保	盛土	I	2.5					小久保土地改良区	戸倉亮一	富津市小久保 936	0439-65-4301